

# 平成28年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

## 監査テーマ：県税の賦課・徴収事務について

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
32	税政課	<p>【事務処理の事後検証に係る態勢について】</p> <p>法人二税に係る事務処理は、その件数が膨大であり、かつ人員や時間の制約も存在することから、より効率的かつ正確な業務の実施が要求される。</p> <p>誤りや漏れを看過することなく適切に業務を実施するために、ミス防止の観点だけでなく、事後的な検証を有効に執り行い、適時に誤りや漏れを発見してそれを是正するという観点での態勢をより有効に機能させることが望ましい。</p>	<p>平成29年度の事務検査等の機会を捉え、申告件数や人員体制などにも考慮し、各総合支庁ごとに方策等の検討を行い、諸措置を講じた。</p> <p>主な措置としては、①新規に作成した「事務処理確認票」等に基づいた業務の進行管理及び点検者の明示、②担当者ごとに点検用マーカーの色を決め、記録を残すことによる点検者の明示、③事務処理マニュアルに基づく事務処理の徹底などをルール化することにした。</p> <p>事後検証への態勢が有効に機能しているか、引き続き、県税事務検査等において確認及び検証を行う。</p>
33	税政課	<p>【検出事項や引継ぎ事項の文書化について】</p> <p>申告書等の記載につき担当者が納税者に対して、電話等で照会する場合がある。しかし、その顛末の記録方法が担当者により、まちまちであった。また、必要事項が次年度へ確実に引き継がれる体制が十分でなかった。</p> <p>検証や調査の検出事項については、その顛末を十分に文書化するとともに、次年度へ引継ぎが必要な事項については、コピーを次年度の書類に添付するか引継簿を作成してとじ込み管理する等、情報の記録、整理保管を適切に行うことが望ましい。</p>	<p>平成29年度の事務検査等の機会を捉え、申告件数や人員体制などにも考慮し、各総合支庁ごとに方策等の検討を行い、諸措置を講じた。</p> <p>主な措置としては、①納税者や税理士と確認した内容・顛末、職権で修正した事項等については申告書等に朱書き、②当該顛末等を文書化し回覧したうえ申告書に添付、③事務処理を保留するもの、特殊な事情にある事案等については、内容を明記のうえ一覧表化し共有管理等を行うこととした。</p> <p>情報の記録・整理保管が適切に行われているか、引き続き、県税事務検査等において確認及び検証を行う。</p>
42	税政課	<p>【納税義務者の網羅性の担保状況に係る情報収集について】</p> <p>個人県民税は県の最も重要な財源のひとつではあるものの、その賦課・徴収事務は市町村が実施し、県はその報告を受ける制度となっている。</p> <p>個人県民税について、制度上の限界は踏まえつつも、納税義務者を適確に把握するため、各市町村との担当者ベースのコミュニケーションの機会を有効に活用する等、各市町村の実態把握のための情報収集を継続的に行うことが望まれる。</p>	<p>徴収に係る助言要望がある市町村への「個別訪問」や県と市町村が連携して滞納事案の解決方法を検討する「滞納事案検討会」の場を通じて、継続的に情報収集することとする。</p> <p>これまで、「個別訪問」を延べ40の市町村へ、「滞納事案検討会」を延べ102市町村で130回実施している。</p>
57	税政課	<p>【不動産取得税納税義務発生申告書の提出指導について】</p> <p>不動産を取得した者は「不動産取得税納税義務発生申告書」の提出が義務付けられている。しかし、現状では承継取得の場合等には、ほとんど提出がなされていない。</p> <p>不動産の取得者へ自らが納税義務者となることを認識させるとともに、課税漏れを防止するためにも、不動産取得税納税義務発生申告書の提出について、市町村との連携をより密にし、納税者へ指導していくことが望ましい。</p>	<p>平成29年7月19日及び7月25日付け税第134号税政課長名にて、山形県司法書士会及び山形県土地家屋調査士会の全会員に対し、業務上関与する納税者への「不動産取得税納税義務発生申告書」の提出義務に係る周知協力の文書依頼を行った。</p> <p>加えて、各総合支庁から各市町村に対し、固定資産税の家屋評価調査実施の際、納税者に対する当該申告書の配布、提出指導及び回収等の協力依頼を行ったほか、納税通知書に同封している「不動産取得税のあらまし(リーフレット)」に当該申告書の提出義務を新たに追記し、納税者への周知を図った。</p> <p>引き続き、納税者に対し、「不動産取得税納税義務発生申告書」の提出義務の周知、指導に努める。</p>
67	税政課	<p>【調査様式作成等による調査項目の統一化について】</p> <p>各総合支庁において特別徴収義務者の調査を定期的に行っているが、特別徴収義務者証票の亡失があったゴルフ場の調査については、税額に関わる項目の確認のみ実施し、登録証票の掲示の有無までは確認していない状況が見受けられた。</p> <p>特別徴収義務者の調査に際しては、調査項目、調査対象期間、調査書様式等、県全体として調査事務を統一し、公平な調査を実施していくことを検討されたい。</p>	<p>県全体で調査事務を統一した「ゴルフ場利用税に係るゴルフ場調査実務ガイドライン」を平成29年12月25日に策定し、公平な調査を実施している。</p>

平成28年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ：県税の賦課・徴収事務について

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
80	税政課	<p>【定期賦課事務における公所間不一致の照合作業の効率化について】</p> <p>公所間不一致の照合作業については、定期賦課事務の正確性確保の点からは非常に重要であるが、相当の労力がかかっているのも事実である。</p> <p>定期賦課事務の正確性確保の観点と業務効率化の観点及びそれに伴うコストを比較衡量し、村山総合支庁の取組や各総合支庁の意見も踏まえた上で、公所間不一致の照合作業のやり方を検討されたい。</p>	<p>平成29年10月27日に開催した「平成29年度自動車税担当者会議」において、定期賦課事務における公所間不一致の照合作業の業務効率化について検討を行った。</p> <p>現行作業の変更については納税管理関係業務等への影響が懸念されたことから、当面は正確性の確保を優先し、現行通りの事務を行うこととした。</p> <p>なお、総合支庁の意見を踏まえ、総合支庁間における「納税者情報を修正した根拠資料」の送付事務を廃止し、業務量の軽減を図った。</p>
P82	税政課	<p>【税務事務標準事務処理工程集の改訂による管理体制の適時検討について】</p> <p>県は自動車税について「税務処理標準事務処理工程集」を作成しているが、この工程集の内容が現状と異なる点がいくつか認められた。</p> <p>税務事務標準事務処理工程集については、事務フローや取扱いを変更の都度、改訂されたい。さらに、事務フローや取扱いを変更したことにより、従来想定していたリスクに変更がないか、新たに発生したリスクに対する管理体制は構築されているかを適時に検討していくことが望ましい。</p>	<p>令和元年度中に、①税制改正による新たな自動車税環境性能割の開始、②インターネットを活用した自動車保有手続のワンストップサービスシステム(OSS)の構築を予定しており、令和2年度からは、OSS本格稼働を計画している。これに伴い事務処理が大幅に変わる見込みであり、事務フローや取扱いの見直し、新たなリスクの抽出と当該リスクへの対応について検討のうえ、標準事務処理工程を大きく見直す必要があることから、現行事務との相違点も含め、工程集の改正を当該検討後の令和2年1月に行った。</p> <p>今後は、事務フローや取扱い変更の都度、リスクへの対応や工程集の変更について検討することとする。</p>
89	税政課	<p>【免税証の厳格な管理体制について】</p> <p>軽油引取税に関する免税証については、必要事項の記載があれば、一種の金券として使用でき、不正使用されるリスクが少なからず存在する。</p> <p>免税証の管理については、保管場所の厳重化、さらには免税証の出入記録を付け、定期的な棚卸を行っていくことも検討されたい。</p>	<p>免税証用紙については、①施錠のできる保管庫等での保管すること、②出入り記録と定期的な棚卸による在庫管理を行うよう、平成29年10月12日付け税第229号税政課長通知を发出し、各総合支庁税務担当課長宛て文書喚起を行った。</p> <p>引き続き、免税証の厳格な管理体制を徹底する。</p>
113	税政課	<p>【納税環境の更なる充実について】</p> <p>県は納税者が納めやすい環境整備のため、収納方法の多角化に努めている。</p> <p>徴税費の節減は税務行政の重要な課題であり、この観点からも、なお一層、コンビニ収納やインターネットによるクレジット収納の利便性につき広報を充実させることが望ましい。また、コンビニのない地域での収納方法の利便性向上の方策についても検討することが望ましい。</p>	<p>口座振替、コンビニ収納及びクレジット納付等の利便性については、納税通知書やホームページへの掲載、ラジオ放送など、多様な媒体を活用した広報を行っている。</p> <p>また、平成31年10月の法人二税の電子納税、さらに平成32年1月の自動車取得時の電子納税導入に向けてシステムを改修している。</p> <p>今後も、コンビニ収納に代わる代替納税手法の広報や電子納税の推進等、納税者全体の利便性向上の方策を着実に進める。</p>

# 平成28年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

## 監査テーマ：県税の賦課・徴収事務について

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
113	税政課	<p>【徴収職員併任制度等の活用も踏まえた滞納事案解決に向けた取組について】</p> <p>平成26年度から市町村ごとに滞納事案検討会が開催されるとともに徴収職員併任制度が実施され一定の実績をあげている。今後、滞納事案検討会を通して、徴収職員併任制度の有効活用を図る等、滞納事案の解決に向けた取組みを行っていくことが望ましい。</p>	<p>平成28年度までに、滞納事案の解決に向けた滞納事案検討会を延べ102市町村で130回実施し、1,036件の事案について検討を行った。</p> <p>平成29年度は、「共同催告」、「共同徴収」及び「直接徴収」のほか、「徴収職員併任制度」の有効活用を含め、市町村のニーズを踏えた滞納事案検討会の実施のほか、三川町と徴税吏員2名の併任に関する協約を締結するなど、市町村と連携した取組みを進めている。</p>
114	税政課	<p>【滞納金整理個票の管理方法等の統一化について】</p> <p>現在、滞納金整理個票の管理方法等については、主に各総合支庁の判断に委ねられている。滞納金整理個票は、多くの個人情報記載され、また作成枚数も多いことから紛失や外部への情報漏洩等のないよう、個票に関する管理・保管・破棄方法等に関する県全体で統一した取扱いを定めることが望ましい。</p>	<p>平成29年度の事務検査における各総合支庁の滞納金整理個票の管理状況等の確認結果及び意見交換の結果をまとめ、平成30年3月29日付けで統一的な事務取扱を定めるとともに各公所への通知を行った。</p> <p>平成30年4月13日に開催した各総合支庁税務担当課長の会議において、滞納金整理個票に係る個人情報の漏えい等には十分留意するよう注意喚起を行った。</p>
114	税政課	<p>【差押財産の定期的な評価の見直しについて】</p> <p>監査の過程で、差押物件につき換価価値に疑義がある事例が存在した。差押財産は換価されることが前提であるので、換価価値を念頭に置き、特段の事情がなければ、速やかに公売、差押解除等を検討すべきと考える。</p>	<p>平成29年度の県税事務検査において、重点的に差押財産の処理状況について確認を行った。</p> <p>長期に不動産や自動車を差押えているもので、納税が見込めない案件等については、換価価値を調査し今後の対応方針を検討するよう、平成29年9月22日付け総務部長通知を総合支庁長宛て発出し、文書にて指導を行った。</p> <p>総合支庁では、当該指導を踏まえ、換価価値等の調査等に着手している。</p>
114	税政課	<p>【解散会社等に関する事務処理方法の確認について】</p> <p>解散した会社や実体のない会社等について滞納処分の執行停止を行い、即時に欠損処分している場合とそうでない場合が見受けられた。解散した会社や実体のない会社等に係る滞納処分の執行停止においては、各総合支庁で処理結果に差異が生じないシステムを確立することが望ましい。例えば、各総合支庁の処理につき、県税政課において統一的にチェックする等の方法を検討されたい。</p>	<p>平成29年度の県税事務検査において、重点的に滞納処分の停止に係る適否等について確認を行った。</p> <p>各総合支庁の個別事案ごと、調査の状況や適否を確認したが、内容に問題はなかった。</p> <p>各総合支庁における処理状況については、引き続き、県税事務検査において統一的に確認を行う。</p>

# 平成28年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

## 監査テーマ：県税の賦課・徴収事務について

報告書 ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
116	税政課	<p>【長期滞納繰越額への対応及び回収可能性の早期判断について】</p> <p>平成27年度の発生年度別の県税滞納繰越額を分析すると、最も古い債権で約30年経過したものが存在した。租税債権は通常、長期に亘るほど回収可能性が低下し、また徴税コストも増加する。租税債権については、早期に回収を図ることはもちろんのこと、回収可能性の有無についても、早期に判断を行う必要がある。</p> <p>また、現存する滞納繰越金のうち、少なくとも20年以上経過するものについては今後、その回収可能性等につき重点的に内容を検討し、適切な処理ができるような方向で検討されたい。</p>	<p>平成29年度の県税事務検査において、長期滞納事案への対応状況について重点的に確認を行った。</p> <p>完納が見込めないまま不定期の少額分納を認めている案件については、差押え財産の調査、差押・公売、執行停止等の今後の対応方針について検討するよう、平成29年9月22日付け総務部長通知を総合支庁長宛て発出し、指導を行った。</p> <p>今後、各総合支庁では、当該指導を踏まえ、財産調査等の実施等、滞納整理方針を決定し、対応することとしている。</p>
122	税政課	<p>【休職中の職員等の現在利用されていない利用者IDの休止登録について】</p> <p>一部の総合支庁において、休職中の職員の利用者ID及び現在使われていない法人二税申告書入力業務受託者用の利用者IDが税務システムに登録されたままだった。</p> <p>休職中の職員や現在使われていない利用者IDについてはリスクの低減を図るためにも、税務システム上、削除登録することが望ましい。</p>	<p>利用されていないIDの削除や利用休止の設定を平成29年2月27日に行った。</p> <p>(受託者用ID:11個削除、休職者等ID:8個利用休止設定)</p> <p>また、人事異動に伴う税務電算システム利用者IDに係る手続き等について、文書で通知を行った。(平成29年3月13日付け税第402号総務部税政課長から各総合支庁税務課長あて)</p> <p>今後も、税務課長会議等の機会を捉え、利用者IDの適切な管理を徹底する。</p>
127	税政課	<p>【簿冊の保存年限の修正及び延長登録について】</p> <p>各総合支庁では「山形県文書管理規程」に基づき、保存年限経過後も必要な簿冊は保存している。</p> <p>機密性の高い税に関する文書は、保存年限の管理を適切に行うことが重要である。保存年限を経過した後も必要な簿冊については、背表紙の保存年限を修正し、山形県公文書管理支援システムに保存年限延長の登録を行うこととされたい。</p>	<p>平成29年2月17日に開催した各総合支庁税務担当課長を招集した会議において、本意見について説明の上、適切に文書を管理するよう注意喚起を行った。</p> <p>各総合支庁において、保存文書の点検、確認を行い、保存年限の延長を要する簿冊について、背表紙の保存年限を修正し、保存年限延長の登録を行った。</p>
127	税政課	<p>【組織改編等により旧公所より引き継いだ文書の管理について】</p> <p>一部の総合支庁において、県の組織改編等により統廃合された事務所から引き継ぎ、保存年限を経過している簿冊が存在した。</p> <p>特に延長が必要と認められる簿冊を除き、保存年限を経過した簿冊は適切に廃棄するとともに、保存年限を経過していない簿冊については、山形県公文書管理支援システムに登録して管理することが望ましい。</p>	<p>平成29年2月17日に開催した各総合支庁税務担当課長を招集した会議において、本意見について説明の上、適切に文書を管理するよう注意喚起を行った。</p> <p>各総合支庁において、県の組織改編等により統廃合された旧公所から引き継ぎがあった簿冊について点検、確認を行い、保存年限延長の登録、廃棄処分の措置を講じた。</p>
128	税政課	<p>【簿冊への簿冊IDの記載について】</p> <p>総合支庁で保存されている簿冊について、背表紙に「山形県公文書管理支援システム」に登録時に採番される簿冊IDが記載されていないものがある。税に関する文書の管理上、簿冊現物と「山形県公文書管理支援システム」に登録している簿冊を特定しやすくすることは有用である。</p> <p>今後、処理が完結して書庫に保存する簿冊については、背表紙に簿冊IDを記載することを検討されたい。</p>	<p>平成29年2月17日に開催した各総合支庁税務担当課長の会議において、適切な文書管理事務等に係る本意見について説明のうえ注意喚起を行った。</p> <p>各総合支庁において、「山形県公文書管理支援システム」に登録されている簿冊の点検・確認を行い、簿冊IDが記載されていないものについては、「山形県公文書管理支援システム」から出力した背表紙を貼付、または、任意の背表紙を使用している場合は簿冊IDを記載する措置を講じた。</p> <p>引き続き、事務処理が完結した簿冊については、「山形県公文書管理支援システム」から出力した背表紙の貼付又は簿冊背表紙へID記載を徹底する。</p>